

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免及び 傷病手当金の支給について

令和3年度の府中市国民健康保険運営協議会（以下、「運協」）でご承認いただいた標記の件について、次のとおり変更がありましたので、報告いたします。

1 国民健康保険税の減免（令和4年度分）

令和3年度第3回運協において、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免における、令和4年度分の取扱いは未定であることを報告しましたが、国からの財政支援が延長される旨の通知がありましたので、令和4年度分についても引続き実施をいたします。

なお、本市が受けられる財政支援の額については現状では減免額の10分の4となる見込みです。

2 傷病手当金の支給

国民健康保険における傷病手当金の支給額につきましては、国が定める期日までに支給対象期間が始まる分であれば全額財政支援されることになっています。

本市では、その期日を「支給対象期間の始期の終了日」として、府中市国民健康保険条例施行規則に定めており、令和3年度第3回運協において、この日は令和4年3月31日と報告しましたが、国からの財政支援の期間が延長されたことに伴い、当該期日を令和4年9月30日に更新しております。

これにより、引続き傷病手当金申請の相談を受け付け、適切に対応してまいります。